



JR東労組 八王子

HACHIOJI



ホームページ

発行責任者

執行委員長 針谷 歩

2022/12/8№48

12月7日 現業機関における柔軟な働き方の実現に向けた

甲府統括センターの設置に関する申し入れ 提出！！ その2

11. 乗務に関わる業務を担う場合については、新しい乗務員の勤務制度を適用すると共に、乗務割交番内で運用されている場合は、乗務の特殊性に踏まえて乗務を中心とした運用とすること。
12. 「新しい乗務員の勤務制度」の規定等に踏まえた行路および乗務員割交番の作成を行うこと。乗務割交番作成に当たっては、行路内で乗務業務と駅業務の込み運用を行わないこと。
13. 「乗務指導ユニット」においては、本線乗務員の教育・指導、添乗業務の充実化、事故防止に向けたコミュニケーションを図れる体制にすること。「乗務指導ユニット」では現行の運転指導員が各日、出面になるように配置すること。
14. 現行の事務社員については、施策や業務等の推移があることから、現行通り乗務職場への配置を基本とすること。
15. 駅出 A には車両講習等を受講した車両技術職の社員を通年配置し、駅出 B に担務指定する様々な職種社員には、事前に十分な教育・訓練を施すこと。駅出 A の車両技術職要員スケジュールを確立し、駅出 A と駅出 B の業務内容のすみ分けを行い、駅出 B 担務者は駅出 A を指定しないことで作業責任を明確にし、安全な車両を提供できる体制を確立すること。
16. 「車内改札」を行う際は特別勤務手当の支給等を「新しい乗務員勤務制度」に踏まえて行い、行先地で他の業務等に就かせないこと。また行先地での環境を整備すること。
17. 「車内改札」を行う際の貸与品は車内改札業務に限定したものとすること。運転取り扱い従事者ではないので、業務のすみ分けを行い忍び錠などの携帯品を持たせないこと。
18. 「車内改札」を行う列車は固定にし、必ず最後尾乗務員室から車掌の面前で乗降車をすること。また、当務車掌行路票の裏面に記載すること。
19. 異常時など発生した場合、「車内改札」を行う社員は運転士の指揮下に入り、車掌と連携してお客さま案内に努めること。また、車内の緊急事態に備え、使用する搭載品の場所・対応等を始めとした必要な教育・訓練を行うこと。
20. 甲府統括センターは2023年3月のダイヤ改正で発足予定なので、甲府営業統括センター社員と甲府運輸区社員に、社員代表選挙のスケジュールを予め示し、理解と納得感のあるように行うこと。
21. 施策実施後は労使が検証を行い、問題等が生じた際は労使協議すること。



安全・健康・ゆとり・働きがいある
甲府統括センターを創りだそう！！

